

経営あんしん資金

この資金の特徴

- ☑ 売上高や利益率が減少している方向けの資金です。
(今後、減少する見込みの方にもご利用いただけます。)

次のような方が対象です

- 最近3か月(新型コロナウイルス感染症の影響の場合は1か月も可。)の平均売上高等が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少している。
- 取引条件の変更等により、これから売上高等が減少する見込みである。
(ただし、申込み時において既に今後の売上高等の減少が確実である場合に限ります。)

融 資 条 件

		運 転 資 金
限 度 額		8,000万円
利 率	5年超10年以内	年1.8%以内
	3年超 5年以内	年1.7%以内
	1年超 3年以内	年1.6%以内
		令和6年10月1日現在の利率です。(固定金利)
期 間・償 還 方 法		1年超 10年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還 (知事が指定した特別な災害等の影響を受けている場合、2年以内据置)
担 保		原則不要
保 証 人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要
信 用 保 証		付する(保証料 年0.45%~1.64%以内) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる

資 金 使 途

運転資金のみ

売上高又は利益率の減少により必要となった資金

ただし、次の資金用途は融資対象になりません。

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金 等



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融資対象者

経営あんしん資金は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。

1 次の区分のうちいずれかに該当する。

区分	融資対象者の条件	備考
①売上等減少(3か月)	最近3か月 ^(※1) の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少している。	*1 原則として申込みの月の直近の3か月をいいます。
②売上等減少見込み(3か月)	今後3か月 ^(※2) の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少する見込みのあることが、融資申込み時において確実である。	*2 申込みの月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月をいいます。
③売上等減少(1か月)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近1か月 ^(※3) の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少している。	*3 原則として申込みの月の直近1か月をいいます。
④売上等減少見込み(1か月)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて今後1か月 ^(※4) の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少する見込みのあることが、融資申込み時において確実である。	*4 原則として申込みの月の翌月をいいます。
⑤創業後1年1か月未満等	創業後1年1か月未満であること等により最近1か月の売上高、売上総利益率又は営業利益率を前年同月と比較することが困難であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近1か月の売上高、売上総利益率又は営業利益率が最近3か月の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率と比較して減少している。	—

2 信用保証対象業種^(※5)を営んでいる。

*5 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 原則として申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等



詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。[埼玉県制度融資で検索](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidooyushi/)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidooyushi/>

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(県所定様式1)	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等(納期限が到来している場合)	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・1期目の確定申告又は決算が終了していない場合は不要
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
本資金の利用に係る必要書類	・経営あんしん資金に係る認定書(受付機関が認定) ①売上高で比較する場合(県所定様式22-1、3、5) ②利益率で比較する場合(県所定様式22-2、4、6)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』等」に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
の、原則県内に所在する本支店
(日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。)

お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- ・中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会